

東京三扇会 会則

第1章 総則

第1条

本会は、高崎経済大学同窓会東京支部（通称：東京三扇会。以下、「本会」とする）と称す。

第2条

本会は、会員相互の親睦および母校の繁栄に寄与することを目的とする。

第3条

本会は、前条の目的のため下記の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 会員相互の交流事業
3. 本部・他支部との交流事業
4. 現役学生の就職活動支援事業
5. 情報発信事業
6. その他、本会の目的達成に必要な事業

第4条

本会の連絡先は事務局とし、事務局は東京都内の会長が指定する場所とする。

第2章 会員

第5条

本会の会員は、原則、群馬・栃木を除く首都圏（東京、埼玉、神奈川、千葉、茨城、山梨）に在住・在勤する高崎経済大学ならびに大学院の卒業生とする。ただし、上記地域以外の卒業生も入会を希望する場合は、他支部との二重在籍含め会員となることを認める。

第6条

前条の会員要件を満たした入会希望者が事務局への入会手続きを行うことで会員となることができる。

第7条

会員は、連絡先等の個人情報に変更が生じた場合は事務局に届け出るものとする。

第8条

居住地もしくは勤務先の変更などに伴い退会を希望する場合は事務局に届け出るものとする。

第9条

母校および本会の名誉を棄損する者は、幹事会の決議をもって除名することがある。

第3章 幹事

第10条

幹事は、会員の中から自薦・他薦により候補者を選出し幹事会の承認をもって任命する。

2 幹事は会務を分担し、本会運営にあたる。また幹事は、同年度会員への広報・連絡を行う。

第11条

卒業年度ごとに幹事を配することから「年度幹事」と称し、年度幹事は原則各年度1名以上選出する。

第12条

会長および会長代行経験者は顧問職を兼務する。

第13条

辞任については事務局への届出と幹事会への報告をもって退任とする。

第4章 役員

第14条

本会運営のため下記の役員を置く。

1. 会長 1名 本会を代表し、会務を総理する
2. 副会長 1名以上 会長を補佐し、会長が不在の時に代行し、また担当する委員会を統括する。
3. 役員幹事 若干名
4. 会計 1名 会の会計にあたる
5. 監査 2名以上 会計監査にあたる
6. 事務局長 1名 会の事務にあたる

第15条

役員は幹事の中から選出し、総会の承認をもって会長が任命する。ただし、欠員による補充のみならず、本会の運営に支障が生じた場合もしくはその恐れがある場合は、幹事会の承認をもって会長が任命できる。

第16条

役員任期は次回定期総会までの2年とし、再選は妨げない。補欠・増員により新たに役員に就任した者は、前任者又は他の在任役員任期と同一とする。

第17条

任期中に辞任を望む役員は、辞任届を会長に提出しなければならない。

第5章 委員

第18条

委員に関する規程は「委員会規程」に定める。

第6章 会議および運営

第19条

本会の会議は、総会、幹事会、役員会、委員会とする。

第20条

総会は定期総会と臨時総会とする。定期総会は2年に1回招集し、本会の事業報告、収支決算および会計監査の報告、事業計画案および予算案の議決、役員選出の議決を行う。

2 臨時総会は役員会が発議し、幹事会が必要と認めたときに開催する。

第21条

総会の招集権者は会長とし、開催1ヵ月以上前に召集する。

第22条

総会は、総会出席者の中から議長を選出する。

第23条

幹事会は、幹事および役員をもって構成し、次の事項を審議し、決議する。

- ① 総会に提出する議案
- ② 役員候補者の選出
- ③ 会則に基づく諸規程の改廃
- ④ その他必要な事項

第24条

幹事会は役員会に対し、役員会で協議すべき事項を提言することができる。

第25条

幹事会は、会長もしくは会長が指名した副会長が議長を務める。

第26条

役員会は役員をもって構成し、次の事項を審議し、決議する。

- ① 幹事会で審議・決議すべき議案
- ② 幹事会および委員会から提言された議案
- ③ 幹事会に於いて役員会での審議・決議に一任された議案
- ④ その他必要な議案

第27条

役員会は、会長もしくは副会長が議長を務める。

第28条

役員会には会長が必要と判断した幹事または会員に出席を要請することができる。

第29条

幹事会および役員会の招集権者は会長とする。

第30条

総会・幹事会・役員会の決議は出席人員により成立し、議事は出席者の過半数により決議されるものとする。ただし監査は、会計監査における議決には加われない。

第31条

特に定めなき事項については、役員会で協議し決定することができる。

第7章 会計

第32条

本会運営に必要な経費は、総会参加費、支部育成費、寄付、事業収益、その他収益で賄うものとする。

第33条

会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、会計年度終了後に幹事会にて報告する。

第34条

直近会計年度2年分を合算の上で、総会にて決算報告し承認を受ける。

第35条

会計は2名以上の監査による監督・検査を受ける。

第36条

会計担当の役員は収支決算を総会において報告する。

第8章 雑則

第37条

個人情報の管理は事務局が厳重に管理し、個人情報保護法を準拠の上、本会運営以外の目的には利用しない。

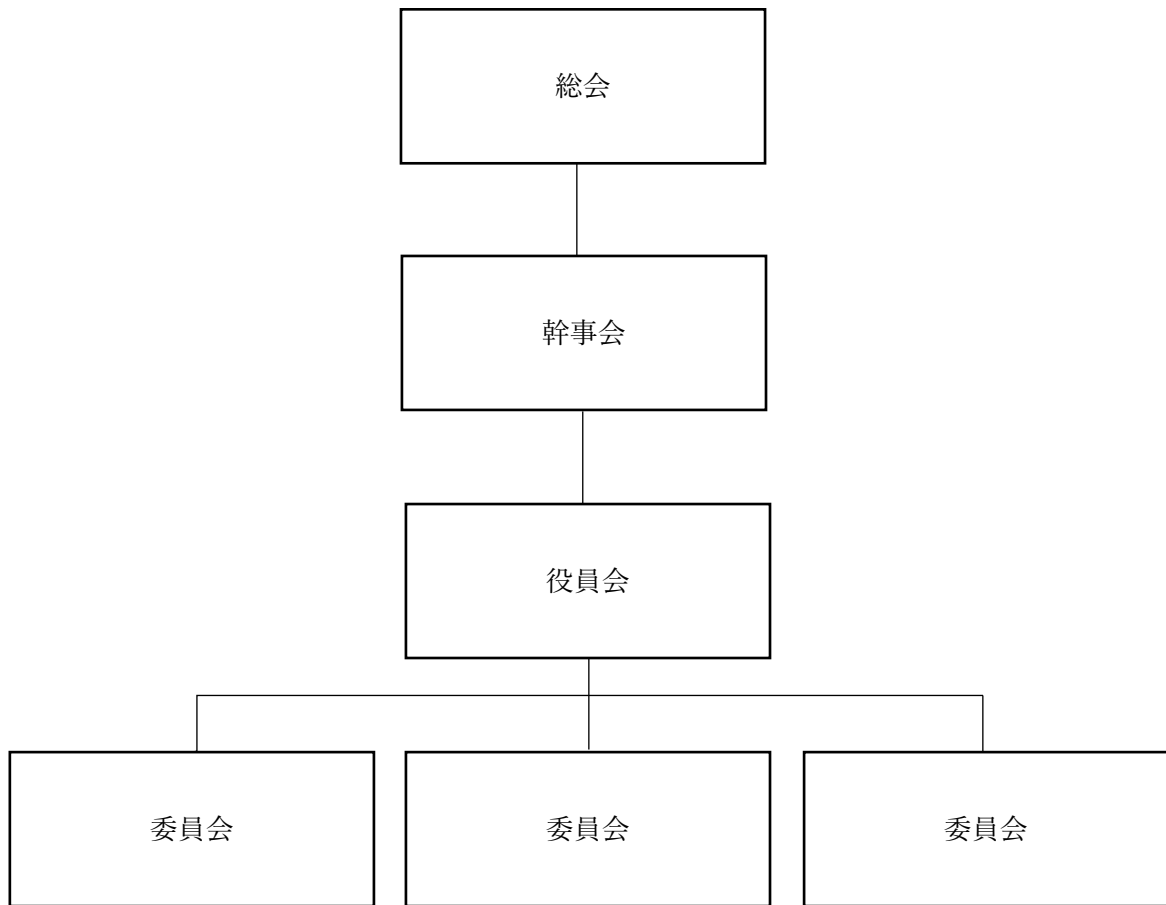
第38条

本会則は、総会の議決をもって変更される。

2020年10月17日 施行

2023年2月9日 改訂

<組織図>



委員会規程

第1条

本規程は、（東京三扇会）会則第19条に記載する委員の活動について定める。

第2条

会長は、個別課題の検討のために委員会の設置を幹事会に諮問することができる。

第3条

会長は副会長の中から委員長を選出し、幹事会の決議をもって任命する。個別課題によっては会長・会長代行が委員長に就任することもある。委員長は幹事の中から委員を選出し、幹事会の決議をもって任命する。ただし、個別課題によっては会員の中から委員を選出することも認める。

第4条

下記は常設の委員会とする。

- ① 本部連携活性化委員会：大学および同窓会本部との連携を強化する
- ② 総会運営委員会：総会の準備・運営を行う
- ③ 交流活性化委員会：会員同士、他支部との交流促進を促す
- ④ 就職活動支援委員会：現役学生の就職活動を支援する
- ⑤ 財務委員会：本会の財務状況を健全な体質へと改善する
- ⑥ 情報インフラ整備委員会：HP等の情報インフラを整備すると共に広報活動を行う

第5条

各委員の招集権者および議長は委員長が務める。

第6条

委員会の決議は出席人員により成立し、議事は出席者の過半数により決議されるものとする。

第7条

委員長は委員活動の会計を幹事会で報告しなければならない。

第8条

委員会は、その目的遂行のために必要な協議を行った上で役員会または幹事会に提言する。

第9条

本規程は、幹事会の議決をもって変更される。

2020年10月17日 施行